

4

今後の方針

本計画の推進にあたり、以下の事項についても積極的に推進し、良好な景観形成の実現に努めます。

① 大垣市都市景観条例の見直し

景観計画策定に伴い、現行の「大垣市都市景観条例」の見直しを行い、法に基づく制度に改正すべき部分、自主条例から引き続き存続して運用する部分、新たに付加すべき部分等を整理し、景観法に基づく条例として改正・運用します。

② 都市計画手法等の活用

本計画では、地域指定による景観形成については、景観形成重点地域と景観形成モデル地域について規定を行っていますが、その他景観計画で活用できる制度として、都市計画法に基づく地区計画制度や景観地区制度、高度地区制度等が考えられます。

これらの制度は拘束力が強く実効性のある規制が可能であるため、景観形成には効果的なことから、景観形成モデル区域などにおいて、必要に応じて住民との協議を行いながら、これらの制度の活用を図るものとします。

③ 関連計画について

市では、地域での景観まちづくりに関する基本的な方向性を明らかにする整備計画として、平成17年に「中山道赤坂宿まちなみ形成プラン」、平成18年に「美濃路大垣宿景観まちづくり計画」を地域住民と協働で策定しています。

今後も同様に、美濃路墨俣宿を中心とした区域や上石津時山区域など新たな区域においても、必要に応じ、地域住民と協働して景観まちづくりに関する基本整備計画を策定し、区域の特性や景観資源を効果的に活かし、景観に配慮したまちづくりを推進します。

④ 大垣市景観計画の進行管理

法制度の改正や社会情勢や生活環境の変化、土地利用状況の変化、今後の地域の景観に関する意識の熟成等を踏まえ、本計画の見直しの必要性や新たな手法の選択等の是非が検討される必要があります。

そのため、本計画の運用状況及び景観まちづくりの進捗状況等について、原則として審議会へ定期的に報告するなど、本計画の進行管理についての意見を踏まえ、必要に応じ改訂を行うものとします。